

事 務 連 絡
令和3年9月1日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

災害発生時における被災状況等を把握するシステムの運用開始について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）については、当該システムの利用者や施設情報を登録するよう、令和3年4月23日付け事務連絡「令和3年度における「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」に係る留意事項について」等により依頼したところです。

今般、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について、それぞれ災害時情報共有システムに係る操作マニュアルの案内等が完了したこと、また、利用者や施設情報の登録が完了した自治体数が一定程度の割合に達したため、今後は災害の規模に応じて、当該システムを使用して報告を求める場合がありますのでご承知おき願います。

一方で、災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない場合や当該システムが稼働しない場合は、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号・社援発0415第5号・障発0415第1号・老発0415第5号）の別紙様式により、被災状況等を報告するよう連絡しているところです（以下、別紙様式による被災状況の報告を「従来方式」という。）。

したがって、今年度は、災害時情報共有システムと従来方式を並行して被災状況報告を求めることとなります。被災状況の報告方法については、施設情報等の登録状況や当該システム稼働の状況、災害規模等を当課が総合的に勘案した上で、災害発生時に被災自治体に連絡いたしますのでご承知おき願います。

また、先般、当該システムの一連の動作を確認する訓練を一部の自治体と行いました。訓練の実施により明らかとなった留意点等については、各自治体にも追って共有いたしますのでご承知おき願います。

なお、利用者及び施設情報の登録が完了していない自治体におかれましては、引き続き当該システムへの登録を進めていただきますようお願いいたします。